

一般事業主行動計画

令和4年12月1日

倉地社会保険労務士事務所 代表 倉地 宣典

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年12月1日～令和7年11月30日までの3年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を10%以上にする

女性社員・・・取得率を90%以上にする

<対策>

- 令和5年 1月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修を実施し、対象社員を把握した場合は、制度の周知
- 令和5年 3月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

目標2：小学校入学前までの子を持つ社員の短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 令和5年 2月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 令和5年 7月～ 制度導入
- 令和5年 8月～ 社内広報誌や説明会による社員への短時間勤務制度の周知

目標3：令和5年6月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和5年 2月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和5年 3月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和5年 6月～ ノー残業デーの実施
管理職への研修（年1回）及び社内広報誌による社員への周知
（毎月）

以上